

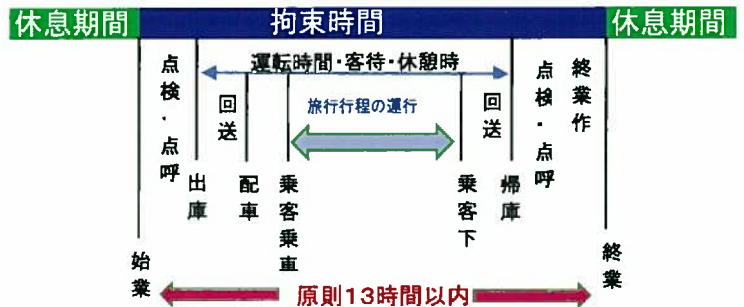
# 貸切バス運行に関するご案内

労働基準法による「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)についてご理解ください。過労運転を未然に防ぐため「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)で、自動車運転者の労働時間が定められました。お客様・旅行者様におかれましては、これらの改善基準告示を充分ご理解の上、ご旅行プランをお立てくださいますようお願いいたします。

## 1. 拘束時間について

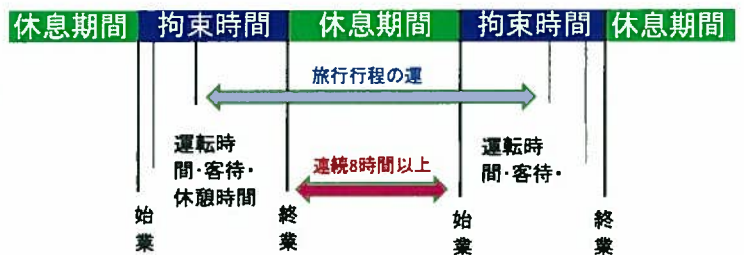
- ・始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間をいいます
- ・原則13時間以内です

◎安全な運行を確保するためには、2名乗務・途中交替など交替運転者の配置が必要となる場合があります。



## 2. 休息期間について(宿泊を伴う旅行)

- ・拘束時間と拘束時間の間には、連続8時間以上の休息期間を設けなければなりません(宿泊を伴うご旅行の場合、宿での終業後、翌日の宿での始業までで8時間以上)



## 3. 運転時間(ハンドル時間)

- ・原則一運行9時間まで(2日平均で9時間が限度)
- ・連続運転時間は4時間以内(高速は概ね連続2時間まで)
  - ☆運転開始後、4時間以内または4時間経過後に30分以上の休憩時間などを確保すること
  - ☆運転開始後4時間以内に運転を中断し分割して休憩をとる場合は、少なくとも1回につき10分以上必要
- ・500kmを超えるワンマン運行については、1時間以上(1回20分以上で分割可)の休憩を確保すること



## 配車についてのお願い

1. バス配車時間をご出発の15分前でお願いします。(ご希望があれば早くする事は出来ませんが、時間制運賃に反映します)
2. バス配車場所は、お客様がお待ちいただくのに危険ではなく、観光バスが停車しても交通の障害等にならないところをご指定ください。
3. 有料道路を使用するのバスの回送については事前にご案内しますので、有料道路料金のご負担をお願いします。

## 運行上のお願い

1. 安全確保のため乗務員の職務上及び安全運行上の指示または要請に従っていただきますようお願いいたします。
2. ご利用いただく際、バスガイドをご希望のお客様には実費での手配を承ります。
3. 夜行運転や連続拘束時間が16時間を超える運行の場合など、運転手2名での運行の際、連続拘束時間が法令で定められている限度の20時間を超える時は、運転手の仮眠場所として近隣のホテルなどをご手配ください。また、旅客席の内、運転席側1列目の2席は、交替運転手席となりますので、ご了承ください。
4. バスガイド料の他に有料道路代・回送有料道路代・航送料・駐車料・乗務員宿泊代・遠隔地の前泊代・後泊代・乗務員を先行・後行させる交通費などは、お客様が実費でのご負担となります。
5. 業務用以外のDVD等をバス車内で上映することは著作権の侵害になります。お持ちいただいても上映できませんのでご了承ください。
6. ご乗車の際は、法律上義務付けられましたシートベルト着用をお願い致します。また、高速道路では、乗務員の安全上バスガイドが着席してご案内することがありますのでご了承ください。
7. 特別な許可を必要とする道路の通行許可、駐車場許可、入場許可などはお客様が事前にお取いただきますようお願いいたします。

## 違約料(キャンセル料)について

1. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款により、ご予約の取消につきまして次の区分の違約料を申し上げます。
 

配車日の14日前から8日前まで	所定の運賃及び料金の20%に相当する額
配車日の7日前から24時間前まで	所定の運賃及び料金の30%に相当する額
配車日時24時間前以降	所定の運賃及び料金の50%に相当する額